

令和8年度 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会

次 第

日 時 令和8年8月19日（水）

午後3時から

場 所 ものづくり交流館 多目的ホール

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 事

第1号議案

あやバスのダイヤ改正（案）について

P1～

第2号議案

あやべ福祉フロンティアの福祉有償運送の更新について

P5～

第3号議案

奥上林地区の交通とくらしを考える会の運行内容変更について

P43～

4 報告事項

- ・地域公共交通計画認定申請書の変更について（観光フィーダー）
- ・綾部市夜間公共交通対策事業について

5 閉 会

令和8年度 綾部市地域公共交通活性化協議会委員名簿

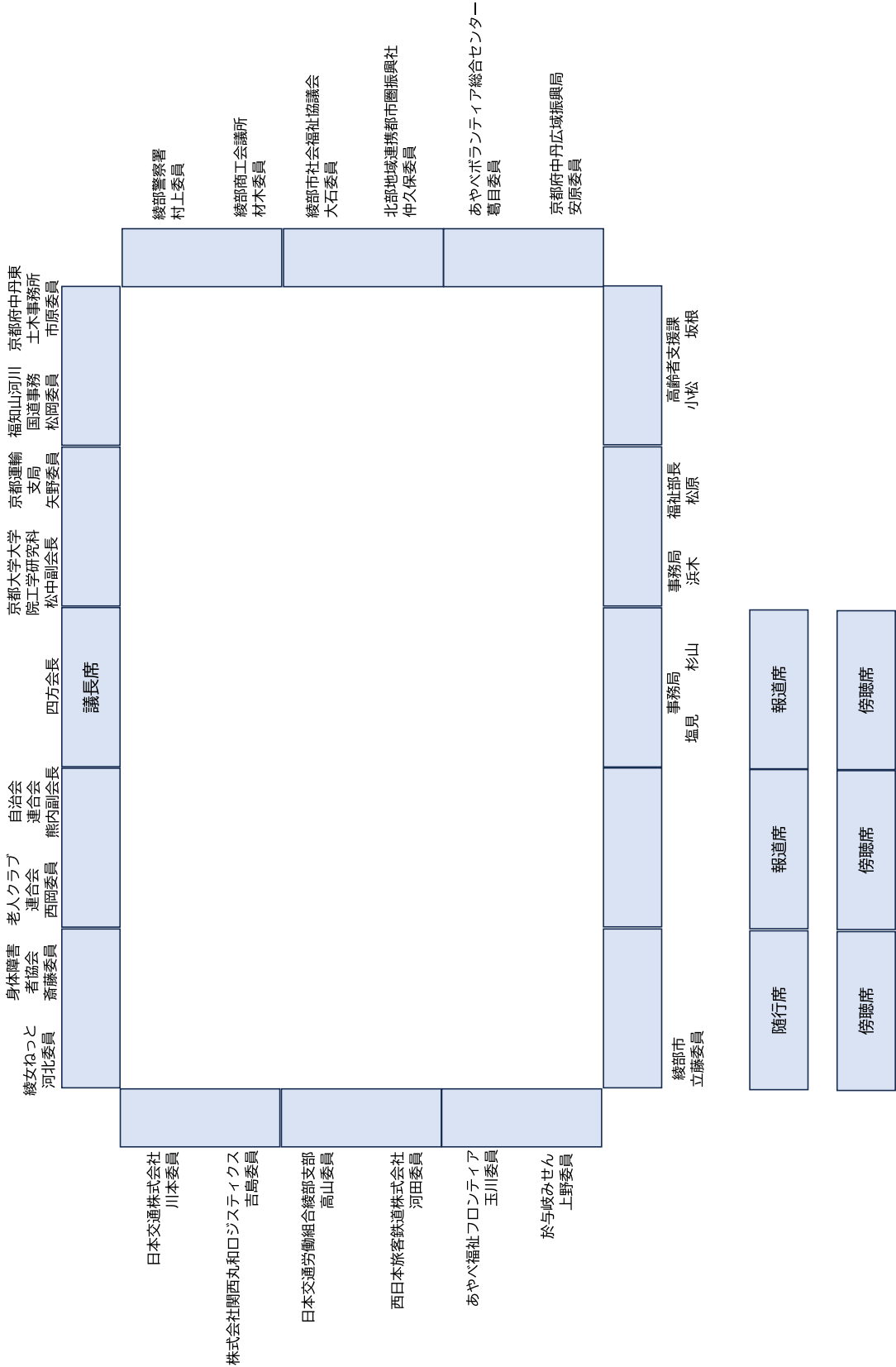
(敬称略)

	所属	職名	氏名	備考
1	綾部市	市 長	四 方 源太郎	会長
2	綾部市自治会連合会	会 長	熊 内 得 二	副会長
3	京都大学大学院工学研究科	准教授	松 中 亮 治	副会長
4	綾部市老人クラブ連合会	会 長	西 岡 侔	
5	綾部市身体障害者協会	会 長	斎 藤 信 吾	
6	綾女ねっと	会 長	河 北 ひさ子	監事
7	日本交通株式会社	取締役兼福知山・綾部営業所長 京都北部地域担当	川 本 康 博	
8	株式会社関西丸和ロジスティクス	物流事業部 事業本部長	吉 島 法理生	代理出席 課長 四方 昌人
9	日本交通労働組合綾部支部	綾部支部長	高 山 龍 児	
10	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社	副支社長	河 田 邦 博	
11	特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	理事長	玉 川 弘 信	
12	特定非営利活動法人於与岐みせん	理事長	上 野 司	
13	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	矢 野 将 勝	
14	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所 長	松 岡 一 成	代理出席 事業対策官 佐々木 知之
15	京都府中丹東土木事務所	所 長	市 原 隆	代理出席 施設保全課長 村野 智志
16	京都府綾部警察署	署 長	村 上 道 信	代理出席 交通課長 小山 彩子
17	綾部商工会議所	会 頭	材 木 正 己	監事 代理出席 事務局長 芦谷 匡哲
18	綾部市社会福祉協議会	会 長	大 石 浩 明	
19	一般社団法人 京都府北部地域連携 都市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	仲久保 政 司	
20	あやべボランティア総合センター	運営委員長	葛 目 光 男	
21	京都府中丹広域振興局	局 長	安 原 孝 啓	代理出席 企画・連携推進課長 福井 あゆみ
22	綾部市	市民環境部長	立 藤 聡	

【事務局】

1	綾部市市民環境部市民協働課	課 長	塩 見 由 美	
2	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	担当長	杉 山 聖 子	
3	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	主 任	浜 木 宏一郎	

令和8年度 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会 配置図



入口

あやバスのダイヤ改正(案)等

方針	路線名	改正内容	理由
運行の適正化、安全運行の確保	上林線	全25便→全20便への減便	安全運行の確保(過密ダイヤの是正を含む)
		市立病院前発 始発時間の変更(7:55発⇒7:30発)	通勤・通学の利便性向上
	於見市野瀬線	大町ターミナル8:26発(午前便)の新設	現行の回送便を活用した、利用者ニーズに応じた利便性向上
	東西線	8時台(高津コミセン8:05発、市立病院8:30発)の新設	通勤・通学の利便性向上
	志賀南北線	営農指導センター(西部いきいきセンター前)バス停の増設【別添1】	地域拠点施設へのアクセス向上
		最終便(市立病院前 19:34発)の廃止	ドライバーの労働基準における法令順守
	篠田桜が丘線	17時台1便の帰宅用系統路線の新設【別添2】	通勤・通学の利便性向上
	黒谷線	JR綾部駅北口へのルート変更【別添3】	駅北施設へのアクセス向上
車両の小型化	上林線	中型2台→マイクロバス(4駆)2台へ変更	利用実態に応じた車両の小型化
	西坂線	マイクロバス(2駆)→通勤ターバス(4駆)へ変更 ※R10年12月から車両入替	利用実態に応じた車両の小型化
	西八田線	マイクロバス(2駆)→通勤ターバス(4駆)へ変更 ※R10年12月から車両入替	利用実態に応じた車両の小型化
バス停名の変更	上林線	「中上林診療所前」⇒「綾部市観光センター」	公共施設の異動に伴う改名
		「十倉志茂町」⇒「壹鞍神社前」	地域の利用者の利便性向上のため改名
	志賀南北線	「ハートセンター前」⇒「本町二丁目」	公共施設の異動に伴う改名
	複数路線	「市民ホール」⇒「宮代」	公共施設の異動に伴う改名

志賀南北線 営農指導センター（西部いきいきセンター前）の
バス停新設及びルート変更について

項目	内容
新規バス停名・住所	営農指導センター（西部いきいきセンター前）
住 所	綾部市物部町東野 46 番地の 1
変 更 理 由	令和 7 年度に開設した、地域拠点施設（西部いきいきセンター）へのアクセス向上のため
そ の 他	新施設への乗り入れの為、現行時刻表に 1 分追加

●新規バス停設置箇所



●新ルート案



篠田桜が丘線 17時台の帰宅用系統路線の新設について

項目	内容
順路	綾部駅南口―日東精工城山工場前―バザールタウン前―綾部駅南口
時刻表	綾部駅南口(17:13)―日東精工城山工場前(17:33)―バザールタウン前(17:40)―綾部駅南口(17:43)
変更理由	令和6年度からの中学生以下の運賃無料化に伴い、通学(登下校)の利用が増加した吉美地区の中学生のニーズに対応するため

●既存ルート



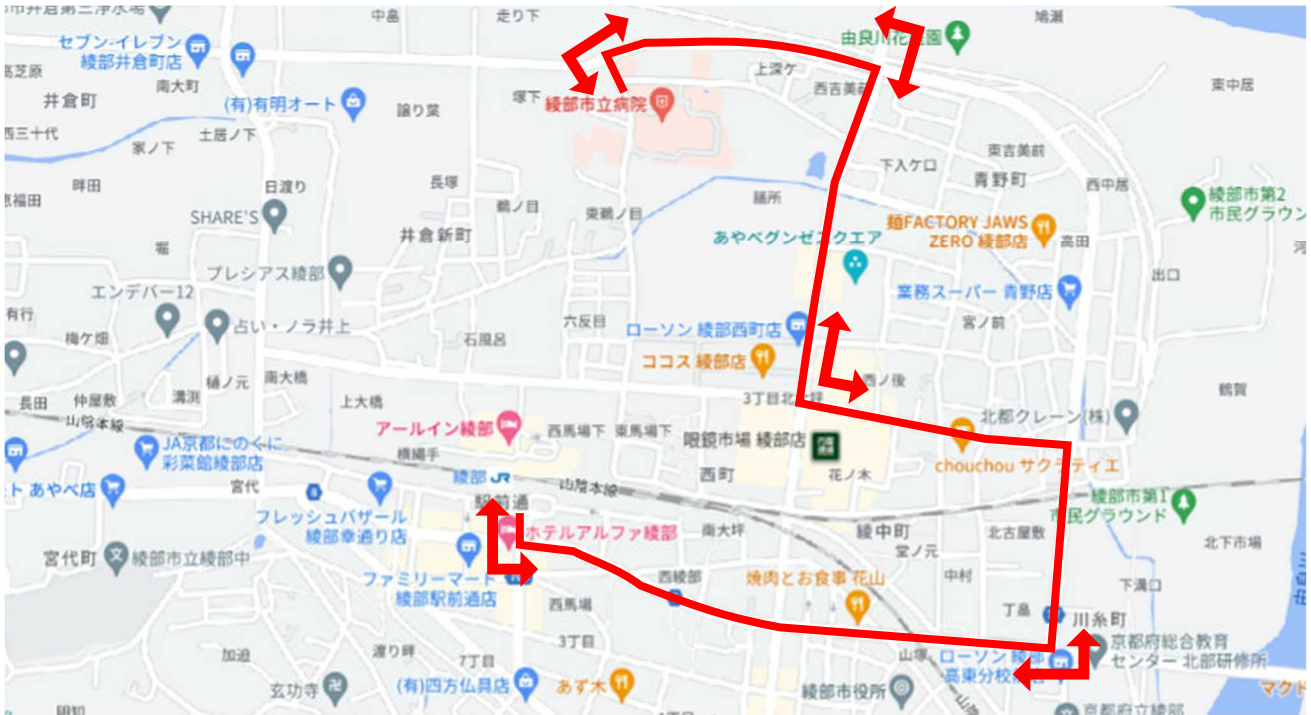
●新追加路線 (17時台のみ)



黒谷線 JR 綾部駅北口へのルート変更

項目	内容
順路	綾部駅南口-バザールタウン前-綾部駅北口-市立病院前
変更理由	駅北施設への利便性向上

●既存ルート



●新ルート案



様式第2-2号

令和8年 月 日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人
あやべ福祉フロンティア

住 所 京都府綾部市里町潜り
9番地の1

代表者の氏名 理事長 玉川弘信

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア
住所 京都府綾部市里町潜り9番地の1
代表者の氏名 理事長 玉川弘信

2. 登録番号

近京福第48号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
京都府綾部市	市内を発着とする

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	京都府綾部市里町潜り9番地の1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11 人以上)	普通自動車 (乗車定員 10 人以下)	合 計
特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	所有		()	()
	持込		17 (17)	17 (17)
	合計		17	17

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	所 有	()	5 (5)	()	()	()	5 (5)
	持 込	()	()	()	()	43 (26)	43 (26)
	合 計	()	5 (5)	()	()	43 (26)	48 (31)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白地 有償運送		
福祉 有償 輸送	☐	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	☐	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	☐	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	☐	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティアという。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を京都府綾部市里町潜り9番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、行政・企業・市民の健全で対等な協力体制を築き、市民が安全に安心してくらせる社会の実現のために、綾部市における市民活動、とりわけ高齢者・障害者・子どもなど、社会的に弱い立場にある人々に対するボランティア活動を様々な形で支援し発展させることで、豊かなまちづくりにつなげることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 高齢者・障害者の外出支援のための移送ボランティア事業
- (2) 研究会、講演会など、ボランティア活動への市民の積極参加をうながすための啓発事業
- (3) 安心、安全な市民生活を営む上での問題点、疑問点に関する相談事業
- (4) 安心、安全、豊かなまちづくりのための人材養成事業
- (5) 福祉施設の管理・運営事業
- (6) 青少年の健全育成、いじめ等の相談受付、就労支援事業
- (7) 配食事業
- (8) 病院内での介助ボランティア事業
- (9) 高齢者・障害者の困り事受付、生活支援事業
- (10) その他目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、自らボランティアとして活動する意思をもって入会した個人及び法人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助金による援助をする意思をもって入会した個人及び法人
- 2 理事会は、前項に定める会員の他に、その他の会員の種別及びその会費の額を定めることができる。

(入会)

第7条 この法人は、入会についての条件等は特に定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかにその理由を書面その他の相当と認める方法により本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不変換)

第12条 既納の会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上25人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 この法人に、役員のほか顧問を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにな

ってはいけない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱するものとする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

5 顧問は、この法人の重要な事項について理事長の諮問に応じるほか、会議に出席して参考意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでの任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 顧問の委嘱期間は2年以内とする。ただし、理事会の承認により再委嘱することができる。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる

2 役員及び顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他理事会において重要であると認め付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品及び助成金

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、あやべ市民新聞及び官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	曾根 庸行
副理事長	四方源太郎
理事	山下 和彦
同	梅原 哲史
同	足立みどり
同	高橋 輝
監事	森本 仁
同	中山 五志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支決算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員	2,000 円
賛助会員(個人) 1口	3,000 円
(法人) 1口	10,000 円

附則

この定款変更は、定款変更認証日から施行する。

附則

この定款変更は、平成19年6月11日から施行する。

附則

この定款変更は、定款変更認証日から施行する。

令和8年度から令和9年度 役員名簿

役職名	氏名		任期開始日	任期終了日
理事長	玉川 弘信		令和8年6月13日	令和10年6月12日
副理事長	若 林 豊		令和8年6月13日	令和10年6月12日
理事	大槻 悟		令和8年6月13日	令和10年6月12日
理事	四方 康夫		令和8年6月13日	令和10年6月12日
理事	廣瀬 泰千		令和8年6月13日	令和10年6月12日
理事	塩見喜美子		令和8年6月13日	令和10年6月12日
理事	畑 利彦		令和8年6月13日	令和10年6月12日
監事	大田 直樹		令和8年6月13日	令和10年6月12日

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和8年 8月 14 日

名 称 特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア

住 所 京都府綾部市里町潜り9番地の1

代表者の氏名 理事長 玉 川 弘 信



自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人
あやべ福祉フロンティア

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

車両情報

ID	状態	運転者名	メーカー	車名	定員	ナンバー	車両所有者その他車両所有者
1	30 有効		ホンダ	NBO?	4	京都583め3988	本人以外
2	91 有効		スズキ	スペーシア	4	京都583あ3059	本人
3	119 有効		ダイハツ	ムーヴ	4	京都583く5737	本人以外
4	137 有効		トヨタ	プリウス	5	京都332そ3101	本人
5	151 有効		スズキ	ソリオ	5	京都530た6156	本人
6	157 有効		ダイハツ	タント	4	京都583え2807	本人以外
7	174 有効		スズキ	ワゴンR	4	京都581そ9530	本人以外
8	195 有効		トヨタ	カローラ	5	京都530ほ1946	本人
9	218 有効		トヨタ	クラウン	5	京都339そ23	本人
10	220 有効		ダイハツ	ミラ	4	京都582た1650	本人以外
11	221 有効		トヨタ	プリウス	5	京都301ら7005	本人
12	256 有効		ホンダ	バモス	4	京都582そ9663	本人
13	263 有効		スズキ	スペーシア	4	京都589せ1002	本人
14	266 有効		日産	デイズ	4	京都582え716	本人
15	271 有効		ダイハツ	ハイゼット	4	京都880あ1146	本人
16	272 有効		ダイハツ	ハイゼット	4	京都880あ2056	本人
17	275 有効		ホンダ	アコード	5	京都533は2110	本人
18	276 有効		ダイハツ	フレア	4	京都588た329	本人
19	277 有効		ダイハツ	タント	4	京都581ぬ2012	本人
20	278 有効		トヨタ	アクア	5	京都531ち6636	本人
21	287 有効		スズキ	ワゴンR	4	京都581は7779	本人
22	289 有効		ホンダ	NBOX	4	京都583め6636	本人
23	300 有効		スズキ	スペーシア	4	京都582く610	本人
24	304 有効		ダイハツ	ミラ	4	京都586さ531	本人

25	311 有効	マツダ	フレア	4 京都581よ2704	本人
26	314 有効	スズキ	ハスラー	5 京都581て3309	本人
27	315 有効	ダイハツ	タント	4 京都592み8800	本人
28	316 有効	その他	メルセデス	5 京都302と1815	本人
29	317 有効	トヨタ	アトレーワ	5 京都582つ608	本人
30	319 有効	ホンダ	フィット	5 京都503と811	本人
31	321 有効	マツダ	フレア	4 京都589き8778	本人以外
32	322 有効	トヨタ	プリウス	5 京都302め7586	本人
33	324 有効	トヨタ	カローラツ	5 京都356ゆ1008	本人
34	325 有効	スズキ	スペーシア	4 京都584け1268	本人
35	330 有効	ホンダ	ステーション	4 京都789や1010	本人
36	331 有効	ダイハツ	ハイゼット	5 京都880あ1993	本人
37	332 有効	ダイハツ	ハイゼット	4 京都880あ3025	本人
38	333 有効	ダイハツ	シャトル	5 京都530な6999	本人
39	339 有効	三菱	ekワゴン	4 京都585そ7110	本人
40	340 有効	トヨタ	アクア	5 京都530め1416	本人
41	341 有効	トヨタ	IQ	4 京都502ら8946	本人
42	343 有効	ホンダ	RAV4	5 京都330す942	本人以外
43	349 有効	ダイハツ	タント	4 京都582こ1845	本人以外
44	351 有効	スズキ	スズキエブ	4 京都880あ3771	本人
45	353 有効	スズキ	スズキエブ	4 京都880あ4390	本人
46	355 有効	ホンダ	NBOX	5 京都582く8932	本人
47	357 有効	ホンダ	ライフ	4 京都580さ4322	本人以外
48	358 有効	日産	セレナ	8 京都503た7540	本人
49	360 有効	日産	セレナ	8 京都530ふ636	本人

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

別紙あやべ福祉フロンティア登録車両名簿に記載されたすべての持込車両について、別紙の内容で契約を締結しております。

令和 8 年 月 日

名 称 特定営利活動法人あやべ福祉フロンティア

住 所 京都府綾部市里町潜り 9 番地の 1

代表者の氏名 理事長 玉川 弘信 印

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が、京都運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許 の種類
1			1種
2			1種
3			1種
4			1種
5			1種
6			1種
7			1種
8			1種
9			1種
10			1種
11			1種
12			1種
13			1種
14			1種
15			1種
16			1種
17			2種
18			1種
19			1種
20			1種
21			1種
22			1種
23			1種
24			1種
25			1種
26			1種
27			1種
28			1種
29			1種
30			1種
31			1種
32			1種
33			1種
34			1種
35			1種

※ 受けている運転免許の別（１種、２種）の別を記載すること。

- 24

に限る) に加入していることとする。

- (使用期間)
- 第5条 契約期間は1年とする。
- 2 第1項の期間満了後も双方異議がない場合には、更に延長ができるものとする。
- 3 使用期間中であっても、運転会員及びフロンティアの都合により契約の解約が必要なる場合はこの限りではない。
- 4 解約の申し出は、解約する日の1カ月以上前とする。

- (その他)
- 第6条 この契約に定めない事項または疑義を生じた事項については、運転会員とフロンティア理事会が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、両者記名押印のうえ、運転会員が1通とフロンティアが2通保有する。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア

住 所 綾部市里町潜り9-1

代表者名 理事長 玉川弘信 印

運転会員 住 所 氏名

(使用する車両の所有者が、運転会員の同居親族である場合、以下に記載)

車両所有者 住 所 氏 名 印

福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア（以下フロンティアという。）運転会員またはその同居親族が提供する自家用自動車の使用にあたって、運転会員との間に次のとおり契約を締結する。

- (趣旨)
- 第1条 この契約は、フロンティアが行う有償運送事業について、運転会員またはその同居親族が所有する自家用自動車の提供及び使用に関して必要な事項を定める。

- (目的)
- 第2条 運転会員はフロンティアが行う有償運送事業の実施に対し、利用会員が外出の際の困難や不安を解消し、通院等の利便性や社会参加の促進が図られることを目的に、自己または同居親族の所有する自家用自動車を提供する。

- (用語の定義)
- 第3条 この契約書における用語の意義は次のとおりとする。
- (1) 運転会員：福祉有償運送に係る運転者の要件を満たした者であり、かつ自らの自家用自動車を提供してフロンティアの運転会員として登録する者
- (2) 利用会員：平成16年3月16日付け国土交通省自動車交通局長通達第240号で定める移動制約者の条件を基本として、綾部市福祉有償運送運営協議会で認められた条件を有する者で、かつフロンティアの利用員として登録する者

- (事故等の対応)
- 第4条 フロンティアは、運転会員の提供した自家用自動車を使用して行う有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運行管理マニュアルに基づき責任を負うものとする。
- 2 有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠償保険、任意保険、及びフロンティアが加入する保険を利用する。
- 3 運転会員が提供する自家用自動車は、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害・人身傷害補償を対象に含むもの

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が、京都運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			セダン等運転者 講習
2			セダン等運転者 講習
3			セダン等運転者 講習
4			セダン等運転者 講習
5			セダン等運転者 講習
6			セダン等運転者 講習
7			セダン等運転者 講習
8			セダン等運転者 講習
9			セダン等運転者 講習
10			セダン等運転者 講習
11			セダン等運転者 講習
12			セダン等運転者 講習
13			セダン等運転者 講習
14			セダン等運転者 講習
15			セダン等運転者 講習
16			セダン等運転者 講習
17			セダン等運転者 講習
18			セダン等運転者 講習
19			セダン等運転者 講習
20			セダン等運転者 講習

2 1		セダン等運転者
2 2		セダン等運転者 講習
2 3		セダン等運転者 講習
2 4		セダン等運転者 講習
2 5		セダン等運転者 講習
2 6		セダン等運転者 講習
2 7		セダン等運転者 講習
2 8		セダン等運転者 講習
2 9		セダン等運転者 講習
3 0		セダン等運転者 講習
3 1		セダン等運転者 講習
3 2		セダン等運転者 講習
3 3		セダン等運転者 講習
3 4		セダン等運転者 講習
3 5		セダン等運転者 講習
3 6		セダン等運転者 講習
3 7		セダン等運転者 講習
3 8		セダン等運転者 講習
3 9		セダン等運転者 講習
4 0		セダン等運転者 講習
4 1		セダン等運転者 講習

運送の主体（申請者名）

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	森井俊朗		安全運転管理者		
2	若林 豊		副安全運転管理者		
3	西村桂子		副安全運転管理者		
4	玉川弘信		副安全運転管理者		

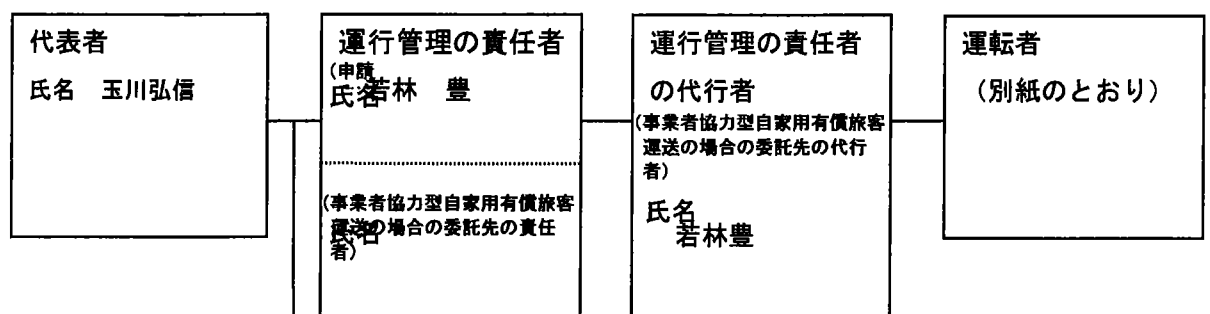
- ▶ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
 ▶ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
 ▶ 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
 ▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

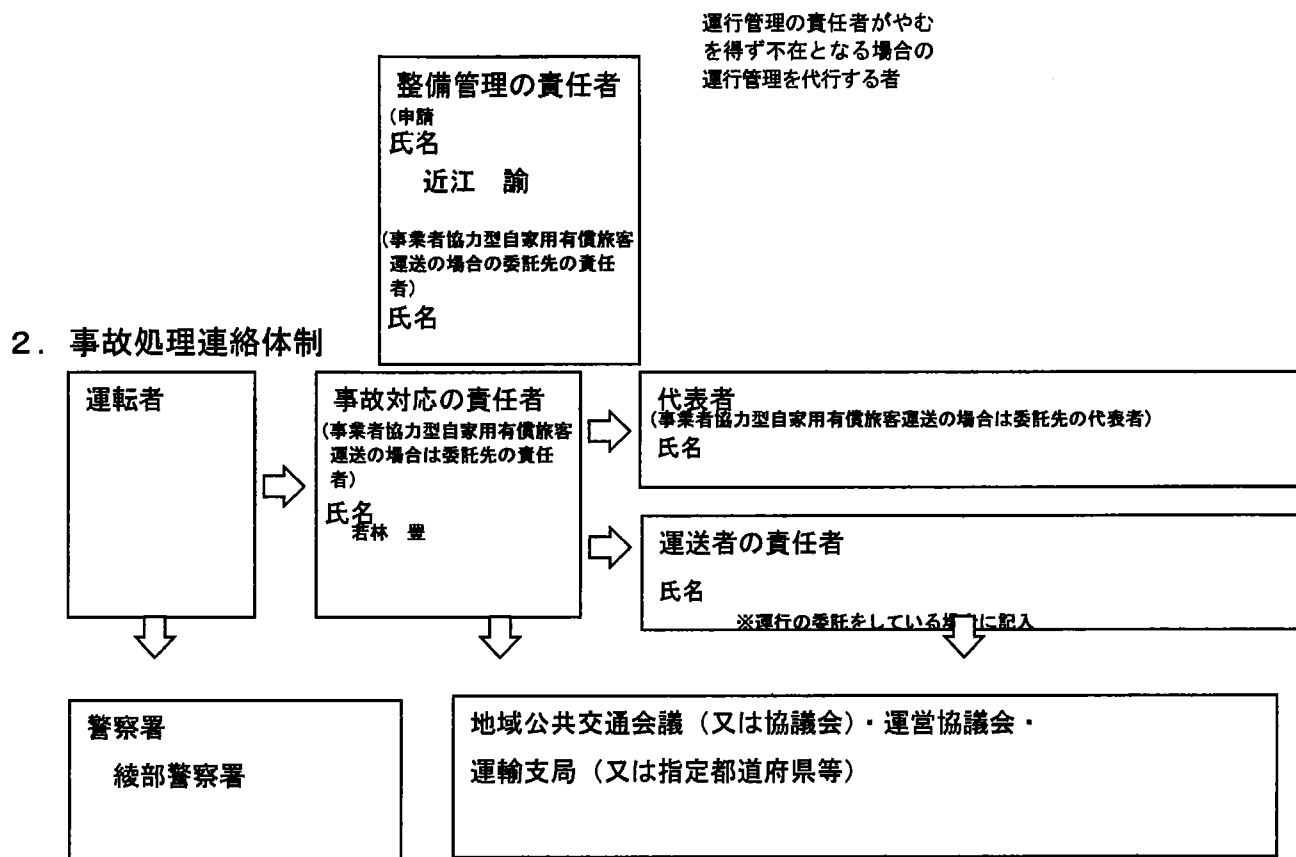
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	近江 諭		
2			
3			

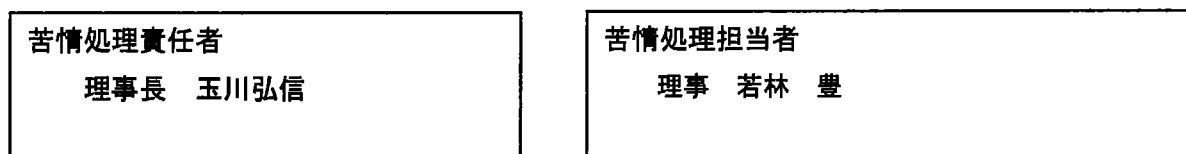
- ▶ 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統





3. 苦情処理体制



1000 状態	運転者名	メーカー	車名	ナンバー	登録年月日	自賠責会社名	自賠責期限	任意保険会社名	任意保険期間	任意保険対人	任意保険対物
1 有効		ホンダ	NBO?	京都583め3988	20160916	損害保険ジャパン	20231016	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	20251222	無制限	無制限
2 有効		三菱	ek7ゴン	京都585そ7110	20241206	三井住友海上火災	20270627	損害保険ジャパン	20261102	無制限	無制限
3 有効		スズキ	スベーション	京都583あ3059	20160427	東京海上日動火災	20250527	東京海上日動火災	20250513	無制限	無制限
4 有効		ダイハツ	ムーヴ	京都583く5737	20060630	あいおい損害保険	20250723	京都丹の国農協	20250925	無制限	無制限
5 有効		トヨタ	プリウス	京都332そ3101	20150824	三井住友海上火災	20240728	東京海上日動火災	20281205	無制限	無制限
6 有効		スズキ	ソリオ	京都530た6156	20250722	A I G損害保険株式会社	20280822	京都丹の国農協	20260907	無制限	無制限
7 有効		ダイハツ	タント	京都583え2807	20190404	損害保険ジャパン	20261029	京都丹の国農協	20260311	無制限	無制限
8 有効		スズキ	ワゴンR	京都581そ9530	20151211	京都丹の国農協	20270111	京都丹の国農協	20260412	無制限	無制限
9 有効		トヨタ	カロラアクシオ	神戸536そ113	20080613	東京海上日動火災	20270713	あいおい損害保険	20260129	無制限	無制限
10 有効		トヨタ	カロラ	京都530ほ1946	20150615	東京海上日動火災	20260715	京都丹の国農協	20251127	無制限	無制限
11 有効		トヨタ	クラウン	京都333そ23	20070319	三井住友海上火災	20260419	三井住友海上火災	20280415	無制限	無制限
12 有効		ダイハツ	ミラ	京都582た1650	20240731	京都丹の国農協	20270831	京都丹の国農協	20260821	無制限	無制限
13 有効		トヨタ	プリウス	京都301ら7005	20170224	損害保険ジャパン	20260117	東京海上日動火災	20260804	無制限	無制限
14 有効		スズキ	ハスラー	大阪597あ1118	20200402	日新火災海上	20270502	日新火災海上	20270419	無制限	無制限
15 有効		ホンダ	バモス	京都582そ9663	20000701	京都丹の国農協	20271025	SOMPOダイレクト損害保険	20260527	無制限	無制限
16 有効		スズキ	スベーション	京都589せ1002	20180713	東京海上日動火災	20250812	東京海上日動火災	20260403	無制限	無制限
17 有効		日産	デイズ	京都582え716	20211027	東京海上日動火災	20241127	損害保険ジャパン	20221204	無制限	無制限
18 有効		ダイハツ	ハイゼット	京都880あ1146	20100315	A I G損害保険株式会社	20160415	A I G損害保険株式会社	20220415	無制限	無制限
19 有効		ダイハツ	ハイゼット	京都880あ2056	20140227	A I G損害保険株式会社	20160324	A I G損害保険株式会社	20210401	無制限	無制限
20 有効		ホンダ	アコード	京都533は2110	20181207	損害保険ジャパン	20270106	損害保険ジャパン	20270212	無制限	無制限
21 有効		ダイハツ	タント	京都581ぬ2012	20170720	東京海上日動火災	20250820	三井住友海上火災	20260331	無制限	無制限
22 有効		トヨタ	アクア	京都531ち6636	20240228	三井住友海上火災	20270328	京都丹の国農協	20270210	無制限	無制限
23 有効		スズキ	ワゴンR	京都581は7779	20180515	富士火災海上保険	20250615	京都丹の国農協	20240524	無制限	無制限
24 有効		ホンダ	NBOX	京都583め6636	20150904	日新火災海上	20261104	京都丹の国農協	20261009	無制限	無制限

25 有効	スズキ	スペーシア	京都582<610	20230106	京都丹の国農協	20260919	京都丹の国農協	20260411	無制限	無制限
26 有効	ダイハツ	ミラ	京都586さ531	20210212	損害保険ジャパン	20270216	損害保険ジャパン	20261101	無制限	無制限
27 有効	マツダ	フレア	京都581よ2704	20201118	東京海上日動火災	20271217	損害保険ジャパン	20280718	無制限	無制限
28 有効	スズキ	ハスラー	京都581て3309	20160915	日新火災海上	20251006	共栄火災海上保険株式会社	20260930	無制限	無制限
29 有効	ダイハツ	タント	京都592み8800	20190101	京都丹の国農協	20250807	京都丹の国農協	20260305	無制限	無制限
30 有効	その他	メルセデスベンツ	京都302と1815	20200720	東京海上日動火災	20250819	総合自動車保険	20260808	無制限	無制限
31 有効	トヨタ	アトラーフゴン	京都582つ608	20250217	三井住友海上火災	20270623	京都丹の国農協	20260601	無制限	無制限
32 有効	ホンダ	フィット	京都503と811	20251219	損害保険ジャパン	20290119	東京海上日動火災	20260509	無制限	無制限
33 有効	マツダ	フレア	京都589き8778	20191114	東京海上日動火災	20251214	京都丹の国農協	20260320	無制限	無制限
34 有効	日産	マーチ	京都503ち8594	20240611	あいおい損害保険	20250707	損害保険ジャパン	20260628	無制限	無制限
35 有効	トヨタ	カローラツーリン	京都356ゆ1008	20190109	東京海上日動火災	20251025	損害保険ジャパン	20240927	無制限	無制限
36 有効	スズキ	スペーシア	京都584け1268	20210625	東京海上日動火災	20270725	S B I 損害保険株式会社	20250930	無制限	無制限
37 有効	トヨタ	シエンタ	京都501の9903	20060920	東京海上日動火災	20231020	東京海上日動火災	20250213	無制限	無制限
38 無効	ダイハツ	アトラーフゴン	京都583か9901	20170927	東京海上日動火災	20261026	京都丹の国農協	20260721	無制限	無制限
39 有効	ホンダ	ステーションワゴン	京都789や1010	20170913	損害保険ジャパン	20250620	損害保険ジャパン	20250526	無制限	無制限
40 有効	ダイハツ	ハイゼット	京都880あ1993	20000101	京都丹の国農協	20220101	A I G 損害保険株式会社	20210401	無制限	無制限
41 有効	ダイハツ	ハイゼット	京都880あ3025	20180125	A I G 損害保険株式会社	20220219	A I G 損害保険株式会社	20210401	無制限	無制限
42 有効	ダイハツ	シャトル	京都530な6999	20191113	損害保険ジャパン	20261213	損害保険ジャパン	20260409	無制限	無制限
43 有効	三菱	ekワゴン	京都585そ7110	20241206	三井住友海上火災	20270627	損害保険ジャパン	20261102	無制限	無制限
44 有効	トヨタ	アクア	京都530め1416	20160630	三井住友海上火災	20270731	東京海上日動火災	20260811	無制限	無制限
45 有効	トヨタ	IQ	KGJ10-6014803	20090601	あいおい損害保険	20271020	全労災	20270131	無制限	無制限
46 有効	ホンダ	RAV4	京都330す942	20241031	三井住友海上火災	20271131	三井住友海上火災	20280714	無制限	無制限
47 有効	ダイハツ	タント	京都582こ1845	20230315	損害保険ジャパン	20260410	三井住友海上火災	20260227	無制限	無制限
48 有効	スズキ	スズキエブリー	京都880あ3771	20210323	三井住友海上火災	20250323	三井住友海上火災	20240401	無制限	無制限
49 有効	スズキ	スズキエブリー	京都880あ4390	20231020	三井住友海上火災	20000101	A I G 損害保険株式会社	20000101	無制限	無制限
50 有効	ホンダ	NBOX	京都582<8932	20221111	日動火災海上保険	20260708	京都丹の国農協	20261119	無制限	無制限

51 有効	ホンダ	ライフ	京都580さ4322	20070309	共栄火災海上保険株式会社	20250101	損害保険ジャパン	20250312	無制限	無制限
52 有効	日産	セレナ	京都503た7540	20230908	東京海上日動火災	20270531	全労災	20251130	無制限	無制限
53 有効	日産	セレナ	京都530ふ636	20210319	三井住友海上火災	20270419	三井住友海上火災	20260401	無制限	無制限

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が行う福祉有償運送の安全運転管理者に就任するにあたり、道路交通法施行規則第9条に違反していないことを宣誓します。

令和 8 年 月 日

住 所

氏 名 玉川弘信

印

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

近畿運輸局
京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・8000万円）
対物保険（共済）	（無制限・200万円）

令和 8 年 月 日

名 称 認定特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア
住 所 京都府綾部市里町潜り9番地の1
代表者の氏名 理事長 玉川弘信

旅客の名簿

(福祉有償旅客運送用)

令和8年度

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人
あやべ福祉ボランティア

No.	ID番号	氏名	住所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
					身体障	精神障	知的障	介護	支援	事業対象	他	
					イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1	22			20150517				○				
2	94			20000516				○				視覚障害
3	174			20000726					○			視覚障害
4	176			20000726					○			
5	184			20000804							○	視覚障害
6	297			20001110							○	要介護認定なし
7	315			20001131							○	視覚障害
8	354			20010402	○							腎臓機能障害
9	402			20010611							○	肢体不自由
10	414			20010614				○				
11	522			20011010				○				
12	647			20011219				○				
13	682			20020123				○				
14	683			20020123					○			
15	729			20020226							○	肢体不自由
16	827			20020425				○				
17	906			20020703					○			
18	923			20020712				○				
19	949			20180414							○	肢体不自由
20	1054			20021113				○				
21	1218			20030520				○				
22	1281			20220325							○	肢体不自由
23	1389			20170621	○							上下肢障害 体幹機能障害
24	1400			20030627				○				
25	1415			20030715							○	要介護認定なし
26	1471			20210312				○				

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

近京福第48号

2. 登録の有効期間

令和5年9月28日 から 令和8年9月27日

3. 名称、住所、代表者氏名

特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア
京都府綾部市里町潜り9番地の1
玉川 弘信

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 路線又は運送の区域

綾部市

6. 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

裏面に記載

令和5年10月30日

京都運輸支局長 岡本 昇



7. 登録に付す条件

- (イ) 運転者要件を備えていない者に運転させてはならない。
- (ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。
(福祉有償運送運営協議会等において複数乗車が認められている場合に限る。)
- (ハ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者の年齢条件等」に該当しない運転者がいる場合には、当該運転者が条件等に達することとなるまでは当該車両を運転させないこと。
- (ニ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者限定等」に該当しない運転者に当該車両を運転させないこと。
- (ホ) 自家用有償旅客運送自動車の両側面に以下の事項を表示すること。
文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。
文字の大きさは一辺5センチメートル以上とする。
 - ・運送者の名称
 - ・「有償運送車両」の文字
 - ・登録番号 (近京福第48号)
- (ヘ) 自家用有償旅客運送自動車には、登録証の写しを備え置くこと。

〈あやべ福祉フロンティアの移送ボランティア事業の概要〉

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティアは、平成11年8月に設立。

平成15年から、綾部市の「在宅高齢者移送サービス事業」を受託。

現在、あやべ福祉フロンティアの利用登録会員数は約1,093名、運転ボランティア実働数が44名となっております。

その内、市が委託している「在宅高齢者移送サービス事業」の対象者は、令和7年度末 557名となっております。

【過去3年間の移送実績】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
月	移送回数	移送回数	移送回数
4月	3,199	3,241	2,778
5月	3,268	3,141	2,813
6月	3,469	3,229	2,866
7月	3,125	3,370	2,946
8月	3,077	2,883	2,672
9月	3,225	2,985	2,763
10月	3,385	3,431	2,847
11月	3,158	3,053	2,500
12月	3,345	3,068	2,757
1月	2,609	2,544	2,289
2月	2,866	2,527	2,352
3月	3,118	2,892	2,676
合計	37,844	36,364	32,259

※R6.11/27 改定

令和6年

料金		市立	清山荘 (里)	日向館 (小畑)	あやベルネス (大島)	高津協立 さくらホーム (高津)	福知山 市民病院 (駅周辺)
奥上林(老富・光野)	奥上林A	1,600	1,400	1,600	1,600	1,700	2,300
奥上林(故屋岡・睦寄の古屋)	奥上林B	1,500	1,300	1,500	1,500	1,600	2,200
奥上林(睦寄町 古屋以外)	奥上林C	1,400	1,200	1,400	1,500	1,600	2,100
中上林(五泉)	中上林A	1,200	1,200	1,300	1,200	1,300	1,900
中上林(五津合・八津合)	中上林B	1,100	1,100	1,200	1,100	1,200	1,800
中上林(睦合)	中上林C	1,000	1,000	1,100	1,000	1,100	1,700
口上林(忠・佃)	口上林A	800	700	900	800	900	1,500
口上林(井根・武吉・十倉向・中・名畑・志茂)	口上林B	700	600	800	700	800	1,500
山家(釜輪・下替地・上原・旭・橋上・戸奈瀬)	山家A	700	700	900	700	800	1,500
山家(下原・鷹栖・西原・東山・広瀬・和木)	山家B	600	600	800	600	700	1,400
東八田(於与岐・八代・黒谷)	東八田A	800	800	900	800	900	1,500
東八田(上杉・高槻)	東八田B	700	700	800	700	800	1,500
東八田(梅迫・安国寺・中山)	東八田C	600	600	700	600	700	1,300
西八田(七百石)	西八田A	700	700	700	700	800	1,400
西八田(岡安・上八田・下八田・とよさか・中筋・測垣)	西八田B	600	600	700	600	700	1,300
志賀郷(内久井・金河内・西方)	志賀郷A	800	800	800	800	900	1,500
志賀郷(志賀郷・篠田・向田・仁和・別所・坊口)	志賀郷B	700	700	600	700	800	1,400
物部(西坂)	物部A	800	600	600	700	800	1,300
物部(新庄・白道路・物部)	物部B	700	600	600	700	800	1,200
豊里(小畑・鍛冶屋)	豊里A	700	700	500	700	800	1,100
豊里(位田岡倉・今田・大畠・小西・館・豊里)	豊里B	700	600	500	600	700	1,000
豊里(位田)	豊里C	500	500	600	500	600	1,000
豊里(栗・石原・小貝・私市)	豊里D	600	600	600	600	700	1,000
吉美(小呂・城山・高倉・星原 桜ヶ丘)	吉美A	600	500	700	600	700	1,100
吉美(有岡・里・多田)	吉美B	500	500	700	500	600	1,100
中筋(高津)	中筋A	600	600	800	500	500	1,000
中筋(大島・上延・延・岡)	中筋B	500	500	700	500	500	1,000
中筋(安場)	中筋C	600	600	800	500	500	1,100
旧町内A	旧町内A	400	500	700	500	600	1,000
旧町内B	旧町内B	500	500	700	500	600	1,000
旧町内C	旧町内C	500	600	700	500	600	1,000

綾部市立病院を起点とする

旧町内A	本町通り以北 青野、西町、駅前通り、幸通、西新町、中ノ町 広小路、若竹、若松、天神、川糸、相生、井倉、井倉新町、綾中
旧町内B	本町通以南～綾部小以北 宮代、神宮寺、本町、田町、月見、本宮、新宮、新町
旧町内C	それ以外 味方、並松、寺町、野田、田野、上野

奥上林地区の交通とくらしを考える会の運送内容の変更について

奥上林地区の交通とくらしを考える利用者ニーズに対応するため、運送内容を以下のとおり変更します。

○現在の運送区間

- ・利用者自宅付近と大町バスターミナル
- ・利用者自宅付近と奥上林診療所

追加内容

No	項目	内容
1	運送先追加	上林歯科診療所を追加（中上林公民館）
2	車両追加	1台→4台（3台追加）
3	ドライバーの追加	4人→8人（4人追加）

○運送先の追加について

運送先に「上林歯科診療所（中上林公民館）」を新規追加。既存の「大町バスターミナル（上林いきいきセンター）」から約1.5km（車で約2分）という近接性を活かし、利用者の移動負担を解消することで、歯科受診における利便性の向上と効率的な運送体制の確保を図る。



報告事項

○地域公共交通計画認定申請書の変更について

概要

あやバスの対象路線については、地域内フィーダー系統として地域公共交通計画として認定を受けているが、生活交通のみの移動手段ではなく、観光交通としての二つ面での重要な役割を果たしているため、地域内観光フィーダー系統へ位置づけとして変更を行うもの。

変更内容

①令和7年9月25日付け国総地第144号で認定された令和8年度バス会計年度の地域公共交通計画を以下のとおり変更

変更日：令和8年6月23日

変更箇所

- ・地域公共交通計画別紙
 - 「1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性」への追記・修正
 - 「18. 協議会の開催状況と主な議論」への追記
 - 「21. 地域内観光フィーダー系統補助事業により運行する運行系統に関して、観光旅客の受入環境に係る利便増進措置の具体的内容」の追加
- ・表1（地域内フィーダー系統）の削除
- ・表1（地域内観光フィーダー系統）の追加・位置づけ

②令和8年6月2日 令和8年第1回綾部市地域公共交通活性化協議会にて承認を得た令和9年度バス会計年度地域公共交通計画申請書（地域内フィーダー）を地域公共交通計画申請書（観光フィーダー）へ変更。